

2 上下水道局事務分掌

経営管理課

管理係

- (1) 局内総合調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 文書及び諸規程に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 庁舎及び車両の管理に関すること。

経営企画係

- (1) 経営企画に関すること。
- (2) 事業計画及び財政計画に関すること。
- (3) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 富山市上下水道事業経営審議会に関すること。

危機対策課

- (1) 上下水道施設(工業用水道施設を含む。以下同じ。)の危機管理及び災害対策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 上下水道施設の危機管理及び災害対策に係る研修並びに訓練の総括に関すること。
- (3) 危機(突発事故を含む。)及び災害等(以下「危機等」という。)の発生時の対応に係る総合調整に関すること。
- (4) 危機等の発生時における受援及び応援に係る総合調整に関すること。
- (5) 危機等への対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 上下水道局災害対策本部に関すること。
- (7) 職員の技術及び技能の向上及び伝承に関すること。

契約出納課

経理係

- (1) 現金及び有価証券の出納、保管及び記録管理に関すること。
- (2) 会計伝票の審査並びに試算表及び財務諸表の作成に関すること。
- (3) 決算の調製に関すること。
- (4) 指定金融機関に関すること。
- (5) 資金運用及び一時借入金に関すること。

管財契約係

- (1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (2) 材料及び物品の検収、保管及び賃借に関すること。
- (3) 物品購入契約及び工事請負契約に関すること。
- (4) 競争入札参加者の資格審査及び登録に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること。

料 金 課

賦課係

- (1) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)並びにその他の事業収入(別に定めるものを除く。)の賦課、調定、徴収及び還付に関すること。
- (2) し尿の収集に係る手数料に関すること。
- (3) 地域し尿処理施設使用料に関すること。
- (4) 農業集落汚水処理施設使用料に関すること。

検針係

- (1) 水道及び公共下水道の使用開始、中止、使用者変更に関すること。
- (2) 給水装置の開閉栓の業務に関すること。
- (3) 水道(工業用水道を含む。)の使用水量の計量及び認定に関すること。
- (4) 排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- (5) 井戸使用水量の認定に関すること。
- (6) 水道使用の監視及び取締りに関すること。
- (7) 集合住宅の私設量水器の検針契約に関すること。

収納係

- (1) 水道料金等の滞納整理及び滞納処分(下水道使用料に限る。)に関すること。
- (2) 給水停止処分に関すること。

給排水サービス課

水道給水サービス係

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 水道加入金の徴収及び還付に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道メーターの維持管理に関すること。
- (5) 給水装置台帳の整理及び保管に関すること。

下水道排水サービス係

- (1) 下水道への接続の受付に関すること。
- (2) 排水設備設置に関すること。
- (3) 下水道排水設備指定工事店に関すること。
- (4) 特定施設及び除害施設に関すること。
- (5) 水洗便所改造等資金の貸付けに関すること。
- (6) 水洗便所改造等資金貸付金償還金の徴収及び滞納整理に関すること。
- (7) 水洗化の普及促進及び未接続家屋の指導に関すること。

上下水道計画課

上下水道企画係

- (1) 上下水道事業(工業用水道事業を含む。以下同じ。)に関する技術の総合調整及び調査に関すること。
- (2) 上下水道事業に関する認可、申請及び届出に関すること。
- (3) 上下水道事業における官民連携の促進に関すること。
- (4) 上下水道(工業用水道事業を含む。以下同じ。)の一体的な建設及び改築の計画に関すること。
- (5) 上下水道の占用更新及び台帳整理、保管等に関すること。
- (6) 開発行為に伴う上下水道施設の審査、監理及び移管に関すること。

水道計画係

- (1) 水道事業(工業用水道事業を含む。)に関する調査及び計画の策定に関すること。
- (2) 水道施設(工業用水道事業を含む。)にかかる建設及び改築の調査並びに計画の策定に関すること。
- (3) 河川法(昭和39年法律第179号)に基づく水利使用の許可に関すること。

下水道計画係

- (1) 下水道事業に関する調査及び計画の策定に関すること。
- (2) 下水道施設にかかる建設及び改築の調査並びに計画の策定に関すること。
- (3) 公共下水道の供用開始の告示に関すること。
- (4) 公共下水道の区域外流入に関すること。
- (5) 下水道事業の受益者負担金及び分担金(次号において「受益者負担金」という。)の賦課及び徴収に関すること。
- (6) 受益者負担金の滞納整理及び滞納処分に関すること。

上下水道建設課

水道建設係

- (1) 上下水道の一体的な建設及び改築のうち水道施設(工業用水道を含む管路)にかかる設計並びに施工に関すること。

下水道建設係

- (1) 上下水道の一体的な建設及び改築のうち公共下水道施設(管路)にかかる設計並びに施工に関すること。
- (2) 雨水幹線に係る建設及び改築の設計並びに施工に関すること。

施設係

- (1) 水道基幹施設(浄水場、配水池等)に係る建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (2) 工業用水道基幹施設(浄水場、配水池等)に係る建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (3) 公共下水道基幹施設(処理場、ポンプ場等)に係る建設及び改築の設計並びに施工に関すること。

改良係

- (1) 水道施設(管路(布設要望を含む。))の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (2) 公共下水道施設(管路(布設要望を含む。))の建設及び改築の設計並びに施工に関すること。
- (3) 上下水道局以外の工事に伴う上下水道施設の設計及び施工に関すること。
- (4) 上下水道施設の構造、材質及び施工基準並びに積算基準に関すること。
- (5) 消火栓の新設、増設及び移設に関すること。

上下水道施設管理センター

水道維持係

- (1) 水源地、浄水処理施設、配水池、ポンプ施設、送配水管及び給水管(工業用水道を含む。)並びに附属設備の修繕の設計及び施工に関すること。
- (2) 水道(工業用水道を含む。)の漏水防止に関すること。
- (3) 配水調整に関すること。
- (4) 応急復旧用資材の管理に関すること。
- (5) 上下水道局以外の工事に関連する立会い及び簡易な工事の施工に関すること。
- (6) 消火栓の修繕に関すること。

下水道維持係

- (1) 公共下水道の管渠施設及びポンプ場施設の維持管理に関すること。

上下水道サービスセンター

お客さまサービス係

- (1) 水道及び公共下水道の使用開始、中止、使用者変更に関すること。
- (2) 給水装置の開閉栓の業務に関すること。
- (3) 水道料金等の徴収に関すること。
- (4) 水道料金等の滞納整理に関すること。
- (5) 水道の使用水量の計量に係る確認調査に関すること。
- (6) 排除汚水量の計量に係る確認調査に関すること。
- (7) 給水停止処分に関すること。
- (8) 水道使用の監視及び取締りに関すること。

施設管理係

- (1) 指定給水装置工事業者の指定申請書の受付に関すること。
- (2) 取水、浄水及び送水に関すること。
- (3) 水源地、浄水処理施設、配水池、ポンプ施設、送配水管及び給水管並びに附属設備の維持管理に関すること。
- (4) 下水道排水設備指定工事店の指定申請書の受付に関すること。
- (5) 下水道への接続の受付に関すること。
- (6) 水洗便所改造等資金借受申請書の受付に関すること。
- (7) 区域外流入申請の受理及び接続許可書の送付に関すること。
- (8) 水洗化の普及促進及び未接続家屋の指導に関すること。
- (9) 公共下水道の管渠施設、ポンプ場施設及び下水処理場の維持管理に関すること。
- (10) 農業集落汚水処理施設の維持管理に関すること。

流杉浄水場

浄水係

- (1) 取水、浄水及び送水に関すること。
- (2) 浄水処理施設及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (3) 水源地、配水池及びポンプ施設の維持管理に関すること。

水質係

- (1) 水道(工業用水道を含む。)の水質の検査及び薬品の管理に関すること。

浜黒崎浄化センター

施設係

- (1) 水処理施設及び汚泥処理施設の維持管理に関すること。

水質係

- (1) 下水道の水質検査及び薬品の管理に関すること。

水橋浄化センター

- (1) 水処理施設及び汚泥処理施設の維持管理に関すること。